

2026年度アジア市場におけるスノーリゾートプロモーション等業務 仕様書

1 業務の名称

2026年度アジア市場におけるスノーリゾートプロモーション等業務

2 業務の背景及び目的

スノーリゾートシティSAPPORO推進協議会（以下「委託者」という。）では、「雪の街の魅力」と「国際観光都市の魅力」が融合した、札幌ならではの「都市型スノーリゾートシティ」をブランド化し、インバウンドを始めとした観光客の増加等による冬の観光消費拡大を図ることを目的として、様々な取組を進めている。

本業務では、この取組の一環として、東アジア及び東南アジア市場において札幌のスノーリゾートプロモーションや市場調査等を行うことで、スノーリゾートとしての札幌の認知の拡大・興味関心の向上や、スキーなどの雪体験を目的とする観光客を増加させていくことを目的とする。

3 業務委託期間

業務委託期間は、契約締結日から2027年3月31日（水）までの間の所定の日とする。ただし、所定の日は事業の内容に応じ委託者が定める。

4 業務内容

(1) BtoBプロモーション（対象市場：香港）

現地旅行事業者等へ札幌の冬の観光やスキー場等の魅力をアピールし、認知拡大や興味関心の向上、現地ネットワークの構築・強化を図り、同事業者等による次シーズン以降の旅行商品造成の促進に繋げるプロモーションを実施すること。

ア 現地旅行事業者等へセールスコールの企画・運営

- 現地旅行事業者やスキークラブ等に個別のセールスコール（訪問等による情報提供や意見交換）等を実施すること。なお、セールスコール実施後に現地旅行事業者等から問い合わせがあった場合には対応するとともに、当該セールスコールが認知拡大や興味関心の向上に資する取組となったのか効果検証を行い、委託者に報告すること。

イ 専門スタッフ・統括責任者の配置

- 商談や情報提供を円滑かつ効果的に進めるため、日本語と現地語を流暢に話せる専門スタッフや、旅行業や札幌の観光情報、札幌のスキー場に精通し、全般を統括する者を適正に配置すること。

(2) BtoCプロモーション（対象市場：シンガポール）

シンガポール市場の一般消費者、特にスキー・スノーボードに関心の高い層に対して、スノーリゾートとしての札幌の認知の拡大や興味関心の向上を目的としたプロモーションを実施すること。

ア イベント企画・運営

- シンガポールの複合アクションスポーツ施設「TRIFECTA（トライフェクタ）」で例年11月下旬に開催されるイベント「Feel the Stoke」において、ブースを設置し、札幌のスノーリゾートプロモーションイベントを実

施すること。なお、イベント実施にかかる申込や各種調整、費用の支払いは受託者が行うこと。

- 来場者を惹きつける効果的なブースの企画、デザイン造作、当日の運営、および撤収に関する一切の業務を行うこと。
- イベント実施にあたっての備品手配は、費用を含めて受託者で対応すること。なお、委託者が保有する自立式タペストリー（自立時：高さ2100×幅870mm程度、収納時：高さ100×幅870mm程度）とスキー関連を含む観光動画データを受託者に貸し出すことができる。
- ブースのスペースを有効的に活用した、本業務の目的に資するプロモーションを企画し、実施すること。
- 各スキー場の比較表やゲレンデマップ、札幌の最新情報の資料等、ブースでのプロモーションに必要なツールをブース運営者の人数分作成し、用意すること。

イ 専門スタッフ・統括責任者の配置

- イベントの運営を円滑かつ効果的に進めるため、日本語と現地語を流暢に話せる専門スタッフを常時2名以上配置すること。また、これらのスタッフに加えて、旅行業や札幌の観光情報、札幌のスキー場に精通し、ブース運営全般を統括する者を1名以上配置すること。
- 現地旅行事業者をスタッフとすることも可とする。

ウ アンケート調査の実施

- イベントでは、シンガポール市場へのプロモーションに有効な情報を収集するため、来場者にアンケートを実施すること。このとき、希望者に対して、札幌のスキー場や観光情報を発信するなどの取組を企画し、実施すること（メールアドレスを取得して継続的に発信する等）。

エ その他

- ブースでのプロモーションやアンケート実施のために必要な場合は、委託者からノベルティ（メモ帳等）を100個程度提供することができる。

(3) 旅行商品の造成・販売促進（香港・シンガポール市場共通）

香港・シンガポールの両市場において共通して展開、あるいは相互に活用・連動できる札幌旅行商品を造成し、その販売促進・フォローアップを行うこと。

ア 旅行商品の造成

- 札幌市が2026年度に実施する「[市内の中心部等とスキー場を結ぶ二次交通（バス）の在り方検討・実証業務](#)」の動向に注視し、委託者と協議のうえ、同事業を活用した旅行商品を造成すること。
- 上記商品の造成に当たっては、市内観光やスキーレッスン等を組み込んだ、香港・シンガポール両市場のニーズに合致するプランとすること。

イ 旅行商品の販売促進

- 造成した商品について、先行予約やその後の継続的な販売につながる実効性のある販売促進を行うこと。
- 上述の「[市内の中心部等とスキー場を結ぶ二次交通（バス）の在り方検討・実証業務](#)」で造成する商品を導入した商品について、オンラインチャネル等を活用して販売促進を行うこと。なお、実施にあたっては、当該事業の実施主体と緊密に連携し、必要な商品情報の共有を受けるものとする。

(4) 新規市場開拓に向けた調査（対象市場：タイ・マレーシア等の東南アジア）

今後、札幌のスノーリゾートプロモーションにおいて有望とされるタイ・マレーシア等の東南アジア圏の「新規市場」を対象に、現地旅行会社やスキー体験施設等への訪問によるヒアリング等を通じて、需要や旅行者の動向、プロモーションの可能性を把握するための市場調査を実施し、来年度以降の東南アジア市場へのプロモーションの方向性を整理すること。

なお、現地訪問は、(2)の現地訪問に合わせて実施するとともに、ヒアリング調査等を円滑かつ効果的に進めるため、日本語と現地語を流暢に話せる専門スタッフや、旅行業や札幌の観光情報、札幌のスキー場に精通し、全般を統括する者を適正に配置すること。

(5) その他施策

業務目的達成に向け、(1)～(3)を補強するプロモーション施策等を実施すること。

(6) 実施結果の報告

本業務の実施概要、アンケート結果の集計・分析等を含む実施結果及び効果等を取りまとめ、報告書を作成して提出すること。なお、当該報告書は、画像や図表、数値データを用いて、今後の取組の参考となるような、できる限り分かりやすいものにすること。

(7) パンフレットについて

本業務を実施するために必要な場合は、委託者において以下のパンフレットを用意し、受託者に提供することができる。受託者は、委託者からパンフレットの提供を受けた場合は、本業務で効果的に活用すること。

ア 札幌市内スキー場等を紹介するもの（[繁体字](#)、[英語](#)：各200部程度）

イ 札幌の四季折々の観光の魅力を紹介するもの（[繁体字](#)、[英語](#)：各200部程度）

(8) ノベルティ及びパンフレットなどの郵送等について

ノベルティやパンフレットなどの郵送や配架については、原則受託者で対応すること。なお、この場合における各国内での到着先・保管場所等については、受託者が用意すること。

(9) その他留意事項

委託者が現地に行く際の飛行機や宿の手配については委託者で別途対応するため、本業務における費用には含めないが、現地内の移動費（バス借り上げや大型タクシーの利用費等）は含めること。なお、(1)(2)(4)の現地訪問をする委託者の人数は3名を想定しているため、その前提で見積もりを行うこと。

5 履行にあたっての注意事項

(1) 成果物の著作権

ア 受託者は委託者に対し、当該事業の実施に係る成果物（以下「本著作物」という。）に関連する著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条（複製権）、第23条（公衆送信権等）、第26条の2（譲渡権）、第26条の3（貸与権）、第27条及び第28条に規定する権利を含む。）を無償で譲渡するものとする。

また、委託者は、著作権法第20条（同一性保持権）第2項に該当しない場合においても、その使用のために目的物の改変を行うことができるものとする。

イ 受託者は、成果物に関する著作人格権を、委託者又は委託者が指定する第三者に対して行使しないものとする。

ウ 受託者は委託者に対し、受託者が本著作物を創作したこと及び第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証する。

エ 本著作物の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じた時は、受託者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ、委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

(2) 秘密の保持

本業務の遂行にあたり知り得た個人情報を含む全ての情報については、本契約の履行期間及び履行後においては第三者に漏らしてはならない。

また、秘密保持については、従業員その他関係者への徹底を行うこと。

(3) 環境への配慮

業務の実施に当たっては、可能な限り環境配慮に努めること。

ア 本業務においては、環境関連法令等を遵守するとともに、札幌市の環境マネジメントシステムに準じ環境負荷低減に努めること。

イ 電気、水道、油、ガス等の使用にあたっては、極力節約に努めること。

ウ ごみ減量及びリサイクルに努めること。

エ 両面コピーの徹底やミスコピーを減らすことで、紙の使用量を減らすよう努めること。

オ 自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。

カ 業務に係る用品等は、札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガイドライン指定品を使用すること。

6 その他必要事項

(1) この業務の遂行にあたり、疑義が生じた場合は、委託者及び受託者双方の協議により処理する。

(2) この業務の遂行にあたり、委託者は受託者が必要とする資料の提供について便宜を図るとともに、必要に応じて打合せを行うものとする。

(3) 受託者が提供を受けたデータ及び資料については、本業務の目的にのみ使用し、第三者に提供してはならない。ただし、第三者に提供する場合であらかじめ委託者の承諾を得たものについては、この限りではない。

(4) 成果品はすべて委託者の所有とし、委託者の承諾を受けないで他に公表、貸与、または使用してはならない。

(5) 調査の実施にあたっては、個人や企業の権利等を侵害することのないよう、法令、条例等を遵守し、適切な対応を心がけること。

(6) 受託者は、役務の全部若しくは一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、役務の性質上特に委託者がやむを得ないと認めた場合は、この限りではない。

(7) その他業務執行にあたっては、委託者と常に連絡を取って十分な打ち合わせをし、その指示によって行うこと。